

鳥取県公報

規則

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
たる翌日)

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

目次

◆規則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

◆告示 結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

解除予定の保安林

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

◆選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◆教委規則 鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◆公告 消防設備士試験の合格者

流端から上流百メートルの区域

第三十二条の表千代川の項禁止区域の欄中

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

鳥取県規則第五十九号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下

鳥取市叶における源太橋上
メートル、下流千五百メートル、下流千八百メートルの区域

に改め

る。

附則

1 この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十三年八月二十四日	有限会社岡本薬局	鳥取市立川町五丁目二〇一七七
昭和五十三年八月三十日	橋本外科医院	鳥取市大村町本木二〇四一三

鳥取県告示第八百三十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

三朝町、閑金町、船岡町

2 期間

昭和五十三年十月四日から昭和五十四年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 その他必要な事項

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年八月三十日	橋本外科医院	鳥取市大村町本木二〇四一三

- 鳥取県告示第八百三十三号**
- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。
- 昭和五十三年九月二十九日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 次の一の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十三年九月二十九日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 東伯郡三朝町大字下畠字座性平六七一の一、六七一の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、六七一の六から六七一の九まで、六七一の一、字小代路六七三の五七から六七三の六二まで、六七三の六八
- 二 保安林として指定された目的
- 水源のかん養
- 三 解除の理由
- 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

中山町畠地土地改良区**退任した役員の氏名及び住所**

理事 尾古憲晴 西伯郡中山町羽田井一九六
石井垣一一五

松本重幸
羽田井一四一八一八六

井上秀明
潮音寺一二九

村本彰次
御崎三二一

小谷博貞
下甲三七七

天島盛益
高橋一二〇

井上豊雄
岡六三三

金田豊雄
松河原七一

渡辺順市
下市八八四一八一

河内昭雄
羽田井一七〇

高塚正広
田中三一八

奥田廣
殿河内四六九

八重一七四

任期満了により退任

監事	守雄	岡村
監事	大森光雄	大森
監事	登倉壽一	名和町大字加茂三二八九
監事	鈎谷安範	中山町殿河内八〇四一
監事	森近定雄	大山町豊房二〇五二一九
監事	狭古定雄	二〇四六一
監事	森近定雄	中山町高橋一〇三五
昭和五十三年八月二十一日就任 任期四年	昭和五十三年七月三十一日開催の臨時総会において総選挙の結果	昭和五十三年八月二十一日就任 任期四年
天神野土地改良区	天神野土地改良区	天神野土地改良区
退任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所
理事	野儀久市	倉吉市福山二七五
理事	山崎新松	東伯郡関金町字安歩八四三一
佐々木	佐々木照義	大鳥居一一八四
井口	井口繁賀	倉吉市三江四三六
新田	新田明信	東伯郡関金町字松河原一〇六一
坂根	坂根林蔵	堀三二八二一一
西尾	西尾義雄	倉吉市小鴨一一四七一一一〇
谷本	谷本国治	鴨河内一九四五五六八
西田	西田莊	東伯郡関金町字泰久寺六九五
栗原	栗原政雄	倉吉市鴨河内二六七六一一
西浦	西浦信吉	小鴨一三三二一一
中橋	中橋久雄	志津七五二一二
西田	西田敬一	東伯郡関金町泰久寺六一四

鳥取県告示第八百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を昭和五十三年九月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十六号

昭和五十三年五月一日付けで大山町から申請のあつた土地改良(明間地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年九月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十三年七月十二日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(岩本地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年九月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

あるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第七号

八、五五
一四、〇三
五、三九

鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

則

鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号）の一項を次のように改正する。

題名中「鳥取青年の家」を「青年の家」に改める。

第一条中「（以下「青年の家」という。）」を「（以下「鳥取青年の家」という。）及び鳥取県立大山青年の家（以下「大山青年の家」という。）」に改める。

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、七

一、〇六

一、〇七

一、〇八

一、〇九

一、一〇

一、一一

一、一二

一、一三

一、一四

一、一五

一、一六

第二条中「青年の家」を「鳥取青年の家及び大山青年の家（以下「青年の家」という。）」に改める。
第十三条を第十四条とし、第五条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第四条第二項を次のように改め、同条を第五条とする。
2 青年の家の職員の職は、次のとおりとする。

鳥取青年の家	所長 次長 主幹 主任 主事 現業主幹 現業主事
大山青年の家	所長 次長 係長
第三条第一項中「青年の家」を「鳥取青年の家」に改め、同條第一項を 同條第三項として、同條第一項の次に次の二項を加え、區然たる範囲外にす。	
2 大山青年の家に所長を、係に係長を置く。	
第二条の次に次の二条を加える。	
(内部組織及び分掌事務)	
第三条 大山青年の家に、庶務係及び指導係を置く。	
2 係の分掌事務は、所長が定める。	
3 所長は、係の分掌事務を定めたる外、これを教育長に斟酌したるべ きなむ。	
様式第一印及び様式第一印「第七条関係」や「第八条関係」又、「鳥 取県立鳥取青年の家」や「鳥取県立 青年の家」とある。	
様式第一印「第十二条関係」や「第十三条関係」又、「鳥取県立鳥取 青年の家」や「鳥取県立 青年の家」とある。	
この規定は、昭和五十二年十月一日から施行する。	

ある。

昭和53年9月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種第一類

石井 満	浜本 誠治	永本 義晴	稻村 晴雄	町田 貞康
坂本 潔	見生 利信	松本 達之	久岡 政夫	石橋 侃二
野村 政憲	大塚 俊治	大倉 一之	大本 武男	中村 豊秋
小早川 孝	持田 光雄			

甲種第二類

石井 満

浜本 誠治

下山 武男

稻村 晴雄

甲種第三類

石井 満

浜本 誠治

米山 保

甲種第四類

木下 洋一

井上 孝文

多内 駿男

沢 義幸

山本 一郎

稲葉 宏

前田 清

小宮山喜代造

西尾 信男

松沢 好洋

石谷 勝

山本 武士

勝部 浩造

飯島 正紀

赤本 定夫

甲種第五類

池田 勉

青葉 茂樹

森灘 一雄

森田 輝頭

公 告

昭和53年8月29日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりで

乙種第二類

上田 彰 井上 洋

乙種第三類

西村 孝一 垣屋 弘之

乙種第四類

田中 一志 天野 勇 影山 潔 松原 幹夫

乙種第六類

垣屋 弘之 前田 薫 赤座 博義 山辺 昭 寺尾 操

尾崎 孝明 綾本 逸夫 中尾 卓己 伊東 弘晴 小野武津男

岸 謙二 鴻池 清一 山田 泰範 門脇 宏 上品 和夫

榎本 和則 佐々木包夫 植田 明政 影山 潔 草加須巳雄

井上 正彦 吉野 勇 辻 弘之 森仲美和子

乙種第七類

前田 武美 山本 一郎 布井 要 米井 剛 清水 和志
森原 実 上田 彰 鴻池 清一 石谷 勝
村尾 学 山本 武士 金山 幸治 岡 文男 上田 伸一
赤本 定夫 安田 明弘 森田 輝頸 浜田 健次